

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度のQ & A

分類	質問内容	回答
1 移行計画の記載方法	(1) 移行計画の「5 移行の期限」に記載する日付で、気をつける点は何か。	(1) 移行は移行計画の認定の日から3年以内に行わなければならないため、「5 移行の期限」には、移行計画の認定を受けようとする日から3年以内の日付を記載することとなる。 このとき、記載する日付の年月は、移行計画の「2 移行に向けた取組の内容」に時系列の予定として記載した移行完了の年月と一致するよう記載されたい。 なお、予期せぬ遅延があっても移行期限までに移行できるよう、移行計画は余裕を持った計画にされたい。
2 要件(関係者への特別の利益供与禁止) 判定者	(1) 別添様式4の「3 経理の内容」の「特別の利益供与」の有無の判断は誰が行うのか。 (2) 税理士、公認会計士が判断して適正と認めればよいか。 (3) 別添様式4の「3 経理内容」の「特別の利益供与」欄に「無」と記載した場合には書類付表2は記載しなくてよいか。	(1) 申請時には、申請者が自ら関係者に対する特別の利益供与の有無を判断して記載することとなる。 ただし、申請時に特別の利益供与がないと記載した場合であっても、後に特別の利益供与が判明した場合には、認定を取り消すこととなるので注意されたい。 (2) 判断の根拠として、税理士や公認会計士などの専門家の意見を徴求しておくことは、審査時に説明を求められた時の有力な説明資料となる。 なお、専門家の判断に基づいて特別の利益供与の有無を記載した場合であっても、後に特別の利益供与が判明した場合には、認定を取り消すこととなるので注意されたい。 (3) 別添様式4 「3 経理内容」の「特別の利益供与」欄に「無」と記載した場合であっても、書類付表2には、法人関係者と法人の取引を全て記載する必要がある。

3	要件(関係者への特別の利益供与禁止) 施設の供与等	(1) 法人の所有する資産でなく、法人が他から借りた資産であっても関係者に又貸しする場合は、関係者への特別の利益供与に該当する可能性があるか。 (2) 理事長が法人の施設間を移動する際に、法人所有の自動車を利用している。理事長は私事には自己所有車を利用しており、法人所有の自動車は私事には利用していないが、特別の利益供与に当たるか。 (3) 職員の福利厚生の一環として、各種会員権を法人で所有しているが、この会員権を関係者が利用した場合、特別の利益供与に当たるか。	(1) 法人の所有資産でなくても、他から借りた資産を関係者に貸与することは、「事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で法人関係者に与えること」として特別の利益供与に該当する可能性がある。 書類付表2の記載に当たっては、所有資産の貸与の場合と同様に、「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」に記載すること。 (2) その施設間の移動が法人の業務として合理的であるか等により判断することとなるが、その利用が法人の業務として合理的であり、私事に利用しないのであれば、特別の利益供与に当たらない。 なお、審査や移行後の報告において、車の利用状況について説明を求める場合があるが、利用日、利用時間、行先、目的及び移動距離などを記録した運行記録を作成するなど、法人の業務として利用したことを明確にし、速やかに回答できるよう準備しておくことが望ましい。 (3) その会員権の利用について規程等を定めているか、特定の者だけではなく、広く職員が利用可能となっているかなどで判定することとなる。 審査等にあっては、各種会員権の利用について定めた規程等について提出を求める。
4	要件(関係者への特別の利益供与禁止) 関係者からの資産の借受け	(1) 医療法人が関係者から不動産を借り受ける場合、関係者に支払う賃料が不当に高額でないことを説明するのにどのような資料が必要か。	(1) 借り受ける不動産に係る不動産鑑定評価書、近隣類似物件の価額、賃貸借料、路線価、過去の取引実績等の客観的な説明資料が必要。
5	要件(関係者への特別の利益供与禁止)	(1) 役員へ建物を貸与しているが、特別の利益供与とされない場合は有るか。	(1) 例えば、次のような場合には、特別の利益供与とされないこととなる。 ① 福利厚生規程に基づき、他の職員と同じ基準で貸与している場合 ② 救急対応等の業務上の必要性から貸与している場合（規定等に基づき貸

	<p>関係者への建物の貸与</p> <p>(2) 役員へ低額の賃料で住宅を貸与しているが、賃料相当額と役員から受領する賃料の差額が税法上経済的利益として給与とされるものでなければ、特別の利益供与はないと認められるか。</p>	<p>与している場合や相応の賃料を受領している場合に限る) 社宅の貸与が絏済的利益として報酬の一部とみなされる場合には、外形的に特別の利益供与と見られることから、貸与の解消が望ましいが、医師招へいのためなど、取り止めすることが難しい場合には、報酬規程に報酬の一部として社宅を貸与する旨を定めること。 なお、医療法人は、社会医療法人を除き、不動産賃貸業を営めないことから、建物の貸与は以下のような業務上の必要から貸与している場合のみ認められることに注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福利厚生の一環として、貸与規定を設けて広く役職員から居住者を募集して貸与している場合。 ② 救急対応や建物管理など業務上の必要性から貸与している場合（業務上の必要性と勘案し、利便を受ける事が多ければ、賃貸借契約書締結のうえ相当な賃料の受領が必要）。 <p>(2) 当該認定制度は、他の法人よりも税制面での優遇を受ける制度であることから、特別の利益供与に当たるか否かの判断は、全ての法人を対象としている税法上の役員に対する社宅等の貸与の取扱いよりも厳格に解される。</p>
6	<p>要件(関係者への特別の利益供与禁止)</p> <p>遞増型生命保険</p>	<p>(1) 当法人は、役員等を被保険者とし、当法人を保険金又は解約返戻金の受取人とする生命保険に加入し、保険料を支払っている。 この保険は、递増型生命保険(解約返戻金が3年目だと30%と低いが、5年目になると80%と急</p> <p>(1) ご質問の递増型生命保険は、一般論としては実質的に医療法人の資金を特定の者に移転させるものであり、特別の利益供与に該当する。 递増型生命保険であっても、解約返戻率が積立額に対応しているもの（例：3年目だと70%、4年目80%、5年目90%）などさまざまな商品があるので、申請されたものについて個々に適正な取引であるか否かを審査することとなる。</p>

		増するものなど)であるが、これを時価で役員等に譲渡した場合、特別の利益供与に該当するか。	
7	要件(関係者への特別の利益供与禁止) 判定時期	(1) 過去に不動産取引や退職金支払いで特別の利益供与とされるものがあったが、申請時点では整備されている場合、認定されるか。何か一筆書いた物が必要か。	(1) 申請時点で判断するが、将来に同様のことが起こらないようどのような対応をしているか等についての説明が必要となる。 今後についての誓約書などがあれば、説明の補強材料になるため、作成することは望ましい。 ただし、法令違反の要件に抵触するものについては、取り扱いが異なるので注意すること（15 参照）
8	要件(理事等の報酬等が不当に高額でないこと) 報酬額	(1) 理事等への報酬が不当に高額であるかどうかの判断基準は何か。	(1) ・医療法人や民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理状況その他の状況を考慮する。 ・医療法人の経理状況を考慮して判断するが、収益額に比例して無制限に役員報酬を認めるものではない。 ・報酬額の参考とする一例として、 「医療経済実態調査(医療機関等調査)」 機能別集計等 (22) 職種別常勤職員 1人平均給料年(度)額等 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/zenpan/iryoukikan.html 特定医療法人の役員の報酬額 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152180.html 人事院調査 「民間企業における役員報酬(給与)調査」 https://www.jinji.go.jp/toukei/0321_yakuinhousyu/0321_yakuinhousyu_ichiran.html 等 ・医療法人の役員の一般的な業務に加え、更に報酬を与えることが妥当と考えられるような勤務の状態にあれば、一般的な役員報酬額に加算した支給も認めうる（例えば、医師である理事が日常の通常業務に加え、更に夜間当直や休日当直などを恒常的に行っている場合など）。

			<ul style="list-style-type: none"> ・勤務の状況（常勤・非常勤の別、毎月の勤務時間）、役員としての責務等に応じた報酬等となっていること。
9	要件(理事等の報酬等が不当に高額でないこと) 判定時期	<ol style="list-style-type: none"> (1) 役員報酬について不当に高額でないかどうかを判断する時点はいつなのか。申請時点なのか。申請時が属する会計年度なのか。 (2) 3月に役員報酬規程を改正し、それまでの高額の報酬をやめ、4月1日から適正な報酬額に改めるとして、3月31日に申請した場合、要件を満たしているといえるか。 	<p>(1) 申請時点で判断する。 例えば、改正前の報酬規程では不当に高額な報酬に該当するが、会計年度の途中で報酬規程を改正し、申請時点で改正された規程が適用されている場合は、改正後の報酬規程の内容が不当に高額でないかどうか判断する。</p> <p>(2) 申請時点の報酬に関する規程の制定とともに支給の実態が問われるため、3月に規程を改正したとしても、その規程の適用が4月からであれば、3月31日の申請時点では要件を充足していないことになる。4月以降の申請なら要件を満たしているといえる。</p>
10	要件(営利企業等への利益供与禁止)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 例外的に公益法人等に対して、当該公益保人等が行う公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のための寄附が認められているが、その公益法人等に社会福祉法人やNPO法人は含まれるか (2) 医療法人の役員が取引のある営利法人の役員を兼ねることは可能か。 	<p>(1) 公益法人以外で認められるのは、医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業を行っている者であり、一般に社会福祉法人は該当しないと考えられる。寄付先の法人等が公益法人等に含まれるかは、個別の判断が必要となる。</p> <p>(2) 認定要件には直接記載がないが、医療機関の開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上の利害関係にある営利法人等の役職員を兼務しないこと（「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」平成5年2月3日厚生省健康政策局総務課長・指導課長通知）となっており、医療法人の運営上問題がある。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/tuchi/050203.pdf 上掲の通知で特に認められる場合を除き、兼務中は申請を受け付けることができないことから、兼務解消後に申請すること。</p>

11	要件(遊休財産の保有制限) 評価・換算差額等	(1) 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について(H29年9月29日付け医政局医療経営支援課長通知)」第24(4)イに、評価・換算差額等がある場合は純資産額、資産額から控除するとあるが、遊休土地に評価減があるが、対象となるか。	(1) 「評価・換算差額等」は「医療法人における事業報告書等の様式について(H19年3月30日付け医政局指導課長通知)」の別紙様式3-1にある貸借対照表上にある科目であり、任意の控除は認められない。科目としては「その他有価証券評価差額金」と「繰延ヘッジ損益」のみ認められている。
12	要件(遊休財産額の保有制限) 特定事業準備資金	(1) 10年後に診療所を新築することから、事業資金の一部を「特定事業準備資金」として区分して計上し、定款に位置付けたいが認められるか。 (2) 診療所の建て替えの場合、特定事業準備資金を設けるのに必要とされる定款上の規定については、定款の本来事業として既に規定があるとして、特に新たに定める必要はないか。	(1) 通知に記載の要件を満たしていれば認められるが、一般的に、10年後の経営環境まで具体的な予想ができず、算定額が合理的かどうか判断しかねる。5年程度の計画でないと算定額の合理性、計画の確実性について判断できないと考えられる。 (2) 診療所の建て替えなど現に有する財産の取得又は改良に充てるために保有する資金は「減価償却引当特定預金」に区分することが適當。 既存施設の機能を大幅に超える建て替えの場合は、特定事業準備資金として、社会医療法人のモデル定款の記載例にならい、定款に新たな規定を設けることが必要。 (社会医療法人のモデル定款例) 第9条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用にかかる支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) ○○病院の病床の増床(平成○○年実施予定) (2) 診療所の新規開設(平成○○年実施予定) (3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成○○年実施予定)

			3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。
13	要件(遊休財産額の保有制限) 各種資産	(1) 生命保険積立金については、「業務の用に供する財産」と認められるか。 (2) 医療従事者確保のために奨学金制度を実施している。この場合「業務の用に供する財産」として認められるか。 (3) 建物の一部に休床の病棟があり、現に業務に供していない財産であるが、「その他の財産」に計上しないといけないか。	(1)満期時の支払額、解約返戻金については、その用途が限定されず、期間中の任意の解約も可能であり、預金との相違が明確でないことから「その他の財産」と見る。勘定項目が「生命保険積立金」でも「長期前払費用」でも同じ。 (2) 「書類付表3 保有する資産の明細表」の役職員等長期貸付金の「その他の財産」となる。 (3) 建物の一部の価額を評価することが難しければ、全体として業務の用に供していると考えることも可。
14	要件(社会保健診療収入8割要件) 介護保険収入	(1) 全収入の8割に入る介護保険給付に、居住費、食費は含まれるか。 (2) 特定入所者介護サービス費(市町村民税が非課税の世帯の入居者の居住費、食費の一部を市町村が保険給付として支給するもの)はどうか。	(1) 居住費、食費は利用者負担であり、介護保険収入には含まれない。 (2) 特定入所者介護サービス費は、保険給付であることから含まれる。
15	要件 (法令違反)	(1) 病院で、薬剤師がないことを医療監視で指摘を受けているが、法令違反に当たるか。 (2) 医療監視で受けた改善勧告を X	(1) 医療法第18条、医療法施行規則第6条の6で設置が定められており、違反に当たる。 (2) X年度は改善をしており、法令違反の事実がないと考えられる。(X+1)

		<p>年度に改善した。何年度ならば認定要件を満たして申請が可能か。</p> <p>(3) 刑事処分を X 年度に受けた場合はどうか。</p>	<p>年度には当該申請年度、前年度ともに法令違反の事実がないことから、(X+1) 年度に要件を満たし申請できる。</p> <p>(3) 刑事処分を X 年度に受けていることから X 年度は要件を満たしていない。(X+1) 年度から法令違反の事実がなく、(X+2) 年度に要件を満たし、申請できる。</p>
16	要件(自費患者への請求金額)	<p>(1) 自費患者への請求は 1 点 10 円で計算しないといけないか。</p>	<p>(1) 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について(H29 年 9 月 29 日付け医政局医療経営支援課長通知)」記 第 2 4(7)のとおりであるが、診療報酬の算定方法等により算定した額「程度」以下とされている。</p> <p>「程度」であり、1 点 10 円に限らない。多くの地域で定められている自賠責保険の診療費算定基準は、薬剤等モノを 1 点 12 円とし、その他の技術料はこれに 20% を加算した額を上限としており、これは妥当と認めている。</p>
17	要件説明書類の記載方法 (書類付表 1)	<p>(1) 書類付表 1 の明細表には、法人関係者の 3 親等の親族(配偶者含む)等を全て記載する必要があるか。</p>	<p>(1) この明細表には、関係者のうち、社員等(理事、監事、これらに準ずる者、社員及び出資者をいう。)及び社員等の親族等で法人と利害関係のある者のみの記載でよい。</p> <p>ただし、医療法人としては関係者全てを把握して特別の利益について確認する必要がある。</p>
18	要件説明書類の記載方法 (書類付表 2) 「6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」	<p>(1) 役員で当法人の医師として働いている者について、役員報酬のみを支給し、従業員としての給与は支給していない場合には、「6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」に記載しなくてもよいか。</p>	<p>(1) 「6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」は、役員等の関係者のうち、従業員としての給与の支払を受けている者について記載するものであるから、ご質問のように従業員としての給与の支給を受けない役員については記載する必要はない。</p>

19	要件説明書類の記載方法 (書類付表3) 「業務の用に供する財産の明細」	(1) 施設・事業ごとの記載となってているが、当該法人は小規模で、同一建物内で事業を行っているが、経理上、事業ごとの建物の区分ができるないが、それでも必要か。古くて実測するしかない場合はどうか。	(1) 記載要領どおり施設ごと・業務ごとの記載が必要であるが、平面図に用途を記載し、別添参考として提出することも可。 (何らかの事情で提出できない場合、個別の事情については、要相談)。
20	定款変更	(1) 移行計画の認定後、定款変更はいつ行えばよいのか。	(1) 厚生労働大臣の移行計画の認定後、①移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更と、②残余財産の帰属すべき者を記載した定款変更を行う必要があったが、令和2年4月1日から①の定款変更を省略することとし、持分を処分した後、持分なし医療法人へ移行する時に②の定款変更を行えばよい。
21	実施状況報告書	(1) 持分なし医療法人への定款変更時に持分の処分を行うが、定款変更の報告書と別に、持分の処分の報告書の二つを提出するべきか。 (2) 持分なし医療法人への定款変更時の報告書に添付する出資者名簿 (施行規則附則様式第3)に記載する「持分額」は放棄前の額か0か。	(1) 二つの報告書は不要。持分なし医療法人への定款変更時の報告書で併せて持分の処分についても報告すること。 (2) 0で記載する。「持分放棄の見込み」は二重取り消し線で抹消する形でよい。
22	認定取消時の注意点	1) 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について（H29年9月29日付け医政局医療経営支援課長通知）」第72(2)に、その認定が取り消された	・当該認定医療法人は、認定が取り消された日の翌日から2ヶ月以内に、贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、納付すべき税額を納付しなければならない。 ・上記の期限までに修正申告及び納付をしなかった場合は、本来の税金のほかに加算税や延滞税がかかる場合がある。

		場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課されることとなることがあるが、気をつける点は何か。	
--	--	---	--